

# 総務委員会会議記録

- 1 期 日 令和7年12月15日（月）  
午前9時23分 開会  
午前11時27分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 芹澤 正志  
副委員長 太田 智博  
委員 青柳 順子、須山 泰一  
竹中 理、福田 嗣久  
米田 達也
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 傍聴者 なし
- 8 事務局職員 主幹兼議事調査係長 山本 雅彦
- 9 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長 芹澤 正志



## 令和7年第7回豊岡市議会（定例会）議案付託表

### 【総務委員会】

- 第92号議案 財産の無償貸付について
- 第96号議案 豊岡市立豊岡市民プラザの指定管理者の指定期間変更について
- 第101号議案 豊岡市立室見会館の指定管理者の指定について
- 第104号議案 豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について
- 第105号議案 豊岡市公告式条例の一部を改正する条例制定について
- 第106号議案 豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第113号議案 豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第115号議案 豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第129号議案 豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

## 予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

### 【総務分科会】

- 第121号議案 令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）
- ※ 第121号議案中の人件費分は、総務分科会に一括分担する。

《参考》 報告案件議案所管分

### 【総務委員会】

- 報告第17号 専決処分したものの報告について
- 専決第9号 損害賠償の額を定めることについて
- 専決第10号 損害賠償の額を定めることについて

2025年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2025年12月15日(月)

【総務委員】

委員長	芹澤正志
副委員長	太田智博
委員	青柳順子 須山泰一 竹中理 福田嗣久 米田達也

7名

【説明員】 ※出席者に着色しています

<b>議会事務局</b>	
議会事務局長	坂本英津子
議会事務局次長	佐田美佐樹
<b>市長公室</b>	
市長公室長	谷口雄彦
次長兼秘書広報課長	藤本充
秘書広報課参事	栗垣敦子
経営企画課長	真狩直哉
D X・行財政改革推進課長	橋本直紀
<b>行政管理部</b>	
行政管理部長	野村亮太
次長兼財政課長	長谷川幹人
財政課参事	宇野友喜
資産活用課長	植田孝志
<b>危機管理部</b>	
危機管理部長	畑中聖史
危機管理課長	松岡久雄
<b>総務部</b>	
総務部長(会計管理者)	宮代将樹
総務課長	大形昌民
総務課参事(文書法制担当)	山本慎二
次長兼人事課長	岡亮吾
人事課参事	植田真美
<b>くらし創造部</b>	
くらし創造部長	谷岡慎一
地域づくり課長	宮田裕史
多様性推進・ジェンダー ギャップ対策課長	原田紀代美
多様性推進・ジェンダー ギャップ対策参事	道下一

<b>市民部</b>	
税務課長	塚本尚見
<b>城崎振興局</b>	
地域振興課長	木村弥江
<b>竹野振興局</b>	
地域振興課長	小林昌弘
<b>日高振興局</b>	
地域振興課長	吉田政明
<b>出石振興局</b>	
地域振興課長	三宅徹
<b>但東振興局</b>	
地域振興課長	大岸勝也
<b>会計課</b>	
会計課長	西村嘉通
会計課参事	高木智佳子
<b>消防本部</b>	
消防長	井崎博之
消防本部参事兼総務課長	中地修
消防本部参事兼警防課長	田中陽一
予防課長	中尾浩
<b>選挙管理委員会・監査委員事務局</b>	
選管監査事務局長	中奥実
説明員計 28名	
<b>【担当事務局職員】</b>	
議会事務局主幹	山本雅彦

計 36名

## 2025年度 総務委員会の重点調査事項

- 1 基本構想と市政運営について
- 2 地方創生施策の推進について
- 3 移住定住・人口減少対策について
- 4 地方財政及び行財政改革について
- 5 公共施設マネジメントについて
- 6 自治体DXの課題と推進について
- 7 消防行政の推進について
- 8 地域コミュニティの推進について
- 9 ジェンダーギャップ解消の推進について

## 午前9時23分 委員会開会

○委員長（芹澤 正志） 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですけども、皆さん、おそろいになられたようですので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

12月に入りまして、本当に毎年のように師走の中、慌ただしいような月になりました。ここに入ってくると皆さん真っ黒で、服装もそのような感じで、やっぱり寒さを感じさせます。

昨日、伊東市の市長選がありまして、田久保前市長が何か10分の1ほど、4,000票ぐらいしか取れなかったということで、当然の結果だろうなって思ってますけども、何かああいう出直し選挙みたいになるとすごい人数の候補者が出てくるなって、いつも何かそういうような傾向がなぜあるのかなって、とても不思議に思います。伊東はうちのおやじの実家なもんで、特に、私も伊東に4年ほどいましたんで、多分1回ぐらいはあの人とどっかの飲み屋で会ったことあるんじゃないかなと思ってね。

余計な話は以上にしまして、総務委員会、いろいろと案件ございますけども、皆さんのご協力ですmoothに進みますように、何とぞよろしくお願いいたします。失礼します。

それでは、今日は、本日は欠席はございませんので、始めさせていただきますと思います。

委員の皆さんはSide Books上のフォルダー、ホーム、総務委員会、総務07.12.15が本日の委員会のフォルダーですので、そこに本日の委員会の資料を配信しております。

委員の皆さん並びに当局の職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては要点を押さえ、簡潔明瞭に行っていただき、smoothな議事進行にご協力をお願いします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して、課名と名字を名のってから行っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより3番の議事事項1の付託・分担案件の審査について、まず、委員会審査に入りま

す。

第92号議案、財産の無償貸付についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

資産活用課、植田課長、どうぞ。

○資産活用課長（植田 孝志） それでは、第92号議案、財産の無償貸付についてご説明いたします。

議案書の29ページをご覧ください。本案は、市において活用予定のない市有財産のうち、建物などを無償で貸し付けることにより、当該市有財産全体の有効活用を進め、地域の活性化を図ろうとするものであり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

無償貸し付けしようとする財産は、建物などで、豊岡市瀬戸57番地の旧港西小学校の校舎など計4棟、4,983.8平方メートルとプールその他の旧港西小学校の施設に附属する設備や物品です。

建物などを無償貸付けとする理由ですが、地域の活性化に資する早期の跡地活用を促進するため、プロポーザルの公募条件としていたこと、また、有償で貸し付けた場合、貸付期間中の施設の基本的な管理責任等は市が負う必要があるなど、管理経費の負担も課題となることから、現状有姿での利用を条件に無償貸付けとするものです。

なお、土地については、適正な価格で貸し付けることとし、また、相手方については、地域への貢献、周辺環境への配慮など、総合的に評価した上で選定いたしました。

貸付期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間です。

相手方等につきましては、議案記載のとおりです。

なお、先ほど土地については適正な価格で貸し付けることとするというふうに言いましたので、参考までに土地について概要を説明いたします。

貸し付ける土地は1万4,660.94平方メートルあり、鑑定価格からこれを市の規定に基づいて適正な対価として年額462万円で貸し付けることとしております。

説明は以上です。

○委員長（芹澤 正志） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） おはようございます。本会議でも話が出てたと思うんですけど、地元が今まで体育館とか時々利用してきたということで、そこら辺これからも地元が必要なときは使えるようにしてほしいというのが一つと、それから地元は何の説明もないってような話も出てきましたけど、決まってから説明するということでしたが、そこら辺お聞きします。

○委員長（芹澤 正志） 植田課長。

○資産活用課長（植田 孝志） 地元のほうにつきましましては、契約候補者として決定しました後すぐに区長会長さんとコミュニティの会長さんのほうにはすぐ電話のほうで連絡させていただいて、説明のことについても問い合わせいたしましたが、その際には、もう少し詳細に決まってからで結構だというふうなことでお話は伺っております。

それから、今、地元のほうにつきましましては、一応暫定利用という形でご使用いただいております。この暫定利用っていうのは、基本的に港西小学校を売却するとか、本格的な貸付けが決まるまでの間、地元のほうが希望された場合に暫定利用ということで利用をいただいております。なお、暫定利用の契約につきましても、要は本格的な貸付けが決まりましたらこの契約は終わりますよというような条項をつけて地元と契約させていただいておりますので、その辺りは地元のほうもご理解いただいているのかなというふうに思っています。

その後、実際民間さんが使うということになるんですけども、地元のほうが例えば今までどおり体育館が使えるかどうかっていうのは、やはり使われる事業者さんによると思うんですよ。場合によっては体育館を使って事業をやられるとこがあったら、体育館自体が使えないということにもなりますし、たまたま今回の港西小学校につきましましては、今事業者のほうから出ている提案によりますと、体育館については、営業時間内であれば、ちょっと費用が要

るかどうかっていうのはまだはっきりと分からないですけども、開放するというふうなことで提案をいただいている状況です。以上です。

○委員長（芹澤 正志） 須山委員。

○委員（須山 泰一） これも本会議で言われたと思うけど、利用料金を廃校となった小学校使う際、取るか取らんかみたいな話の中で、基本、企業貸し付けしたところは使えないんで、今企業に貸し付けてないところから利用料金取らないような、逆に不公平になるみたいな、そういう議論もあったと思うんですけど、この港西小学校については、営業時間外はこれからも使えるということで、何か逆に、ちょっとこれは付け足してお聞きしたいんですけど、白バラドライとかNT工業とか今まで貸し付けてる竹野南とか静修小学校なんかは一切使えないということでしょうか。

○委員長（芹澤 正志） 植田課長。

○資産活用課長（植田 孝志） 先ほど少し言いましたけども、先ほど出ました竹野南小学校につきましましては、白バラドライさんが今使っておられるんですけども、白バラドライさんにつきましましては、体育館をメインに物を置かれたりしてますので、地元が体育館を使用したいと言っても、それは物理的に無理な状況です。ただ、静修小学校につきましましては、今のところ、校舎のほうで作業されてますので、体育館につきましましては、使用負担があるんですけども、使用することはできるというふうには聞いております。以上です。

○委員長（芹澤 正志） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 取りあえず今の件は分かりました。

あとは相手先企業がどういうとこなんか、どういうエネルギーなんかちょっとそこら辺はよく分からない面もあるんですけど、僕からは取りあえず以上です。

○委員長（芹澤 正志） ほかがございませんか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） 少し聞かせていただきますけれども、今説明を少しいただいたんですけども、

まず無償貸付けということで、校舎、体育館、今出てます体育館無償貸付け、それはそれでいいと思うんですけども、無償貸付けで、契約書では、さっきちょっとお話しになったけども、市が所有して有償にする場合は、何て言いましたかな、修繕なんか費用がかかると、かかった場合。無償で貸し付けるということで、契約書では、例えば、まず築何年たってるのかということと、それから修繕等についてのことが出てきた場合の条項なんかはどういうふうに書かれておりますか。ちょっとお聞かせいただけますか。校舎が築何年たっていて、無償貸付けの契約書の中で、例えば10年というスパンですからいろんな問題が出てくるかも分かりませんが、経過年数によって。それによって出てきた場合はどういう契約条項になってるかということです。

○委員長（芹澤 正志） 植田課長。

○資産活用課長（植田 孝志） 港西小学校の校舎につきましては、建築年が1980年ですので、ざっと45年ということになります。

先ほどご質問いただきました要は修繕の費用のことですけれども、あくまで無償で貸すということで、これから10年間は基本的には使われる事業者のほうで修繕も全て持っていただくということになります。以上です。

○委員長（芹澤 正志） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。それはそれでほんなら了解いたしました。

その後は、まず、468万円っておっしゃったかな、462万円かということで、貸してる金額、これは土地だけということになるんでしょうけども、評価額がどうして、それで課税標準額がどうなっておって、その辺をちょっと教えていただけますか。

○委員長（芹澤 正志） 植田課長。

○資産活用課長（植田 孝志） 土地の貸付料につきましては、市のほうでは鑑定を取っております、今回の鑑定価格が土地で7,700万円ということですので、それに市の基準であります6%を掛けた金額が貸付料、年間の貸付料ということで462万円ということになります。

○委員長（芹澤 正志） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 算定価格が7,000万円で、その6%はどういう金額ですか。462万円はそれはいいんですけど、7掛けたらそうなるんでいいんでしょうけども、6%掛ける意味合いは。

○委員長（芹澤 正志） 植田課長。

○資産活用課長（植田 孝志） この6%というのは、普通財産の貸付規定っていうのがあります。

○委員（福田 嗣久） 規定がある。

○資産活用課長（植田 孝志） はい、規定持ってますので、その率が6%、年間6%ということになりますので。

○委員（福田 嗣久） なるほどね。

○資産活用課長（植田 孝志） 以上です。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。

そうすると、規定があって6%掛ければ七六、四十二だから462万円になりますね。それは了解いたしましたけれども、それは妥当な金額かなと思ったりもしてるんですけども、45年経過で462万円、ほんで10年間という縛りの中で、企業にとってはそう高いものではないというふうに判断できるんですけども、そこで何ておっしゃったかな、ティー・エヌ・プランが申込みをされた経緯は、ティー・エヌ・プランだけが申込みをされたんですか、使わせていただきたいということは。

○委員長（芹澤 正志） 植田課長。

○資産活用課長（植田 孝志） プロポーザルで募集してまして、実際、手挙げされたのがティー・エヌ・プランさんだけだったと。ティー・エヌ・プランさんは一応共同事業者としてもう1社一緒にこの事業をされるというふうに聞いております。

○委員長（芹澤 正志） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 私も全く素人ですからよく分からんですけども、議長のほうから少しグリーンエネルギーのどういうだったかな、二酸化炭素と水と言いなったかな、精製させてガソリンができる。あ、石油ができるんか。（「精製……」「合成になるんですか。石油はできます。石油ができるのは、はい」と呼ぶ者あり）そういうことですか。

○委員長（芹澤 正志） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 企業調査の話ですけれども、やはり大事な資産を10年間貸し付けるいう中で、企業調査がどういうふうにされた、どういうふうな市役所の中での判断で協議をされて、ここへ大丈夫ということ貸すわけですけれども、そういう経過を少し教えていただけませんか。企業調査の結果がどうだった。それから今のグリーンエネルギーの精製に対して、私は全く知見がないので分かりませんが、その辺は市役所に知見のある人がいらっしやるかどうか、それも分かりませんが、そこらの判断をどうされて、これでよしというふうに決められたか、その辺りを少しお話したいと思えますけれども。

○委員長（芹澤 正志） 植田課長。

○資産活用課長（植田 孝志） このティー・エヌ・プランさんはですけども、先ほどありましたように、今回、港西小学校のほうで、二酸化炭素と水から光触媒を活用して、例えば軽油があったら、それに対して合成燃料を、少しずつ軽油を増やしていくという。例えばもともと10リットルあった軽油に対して、それから二酸化炭素と水で光触媒を使ってその10リットルの軽油を少しずつ増やしていく。その燃料でもって発電機の燃料にして、それで電気を発電して最終的に麦の水耕栽培をされるというふうな形での計画をされているというふう聞いております。

合成燃料を作るってこの技術ですけども、正直言うと実用化までははっきりとなっていない状況です。ティー・エヌ・プランさんも泉大津市のほうで今は実証実験を、同じ合成燃料を製造するというのを実証実験されて、包括連携協定を泉大津市さんと結ばれてやっておられるという状況で、今回も港西小学校ではどちらかという実用化に向けてのステップ段階というか、本当に完全に実用化できるかっていうところまではまだはっきりとできてないんですけども、そういった実証実験をやりながら進めていきたいというような意向があって、私どもとしましても、泉大津市さんにも一応確認をさせて

いただいて、しっかりやっていたらというご返事をいただいておりますので、大丈夫だなというふうには判断しております。以上です。

○委員（福田 嗣久） よく理解できないところもあるんですけども、実証実験をされて、まだ成功事例があるのかどうか分かりませんが、大変夢のあるような話だし、分からんような話だしということが同居するんですけども、ほんで、こういうことをなぜ聞くかという、僕は記憶にきっちり残ってるんが、例のひぼこかな、ひぼこじゃないわ、何だ。出石の温泉。（「乙女の湯」と呼ぶ者あり）乙女の湯か、あれがちょっとかなり言うんですけども、まあまあしゅつと流れてしまったということで、あれ1年か2年もせんうちに流れてしまったんで、大変イメージが悪いもんですから、余計に慎重に聞かせていただくんですけども、今の課長の話は分かりますが、会社としての評価をどうされたのかという根本の話がね、今さっき申し上げたように、庁内でどういう検討をされてどういうジャッジが出てこうしましたということ、それを少し聞かせていただきたいなと思って。やっぱりああいう事例が今まであったんで、非常に査定が甘かったんだろうということは、さっきの乙女の湯で思ったんですけども、そういうことが大丈夫かどうかということ少し聞かせていただきたいとこで。

○委員長（芹澤 正志） 植田課長。

○資産活用課長（植田 孝志） 乙女の湯の件につきましては、建物を譲渡してしまって、要は建物自体が向こうのものになってしまっているということなんが、今のような状況になっているということなんで、今回につきましては、確かにそういうおそれも少しは不安というものあるんですけども、ただ、今回の場合は貸付けなので、財産としては市に残ったままということになりますので、変な話、何か先々うまいかないことがあったとしても、持ち物としてはずっと市のままであるので、乙女の湯のようなことには若干ならないかなというふうな思いも持っています。

あと、市のほうにおきましては、やっぱりプロポ

ーザルをやった中で、向こうさんに出していただいている経営状況だとか決算の状況だとかを見させていただきながら、内部のほうでその辺りもしっかり見て、これは大丈夫だという判断をさせていただいて、相手方としても事業内容としても本当に優れた内容だというふうに思ってますので、その辺りも含めてこの企業でも大丈夫だという判断をさせていただいて契約候補者として決めさせていただいております。以上です。

○委員長（芹澤 正志） どうぞ。

○行政管理部長（野村 亮太） 若干、先ほどに補足しますと、確におっしゃるとおり、ちょっと新しい試み、企業から出されたのは新しい試みでしたので、若干正直事務方としても大丈夫かなという不安は正直なかったことはない。ですので、事前にまず事務局のほうで、先ほど植田課長からも申しましたが、財務資料とかを確認しまして、例えば流動資産とかすぐに何か思ったときにすぐ企業として動かせるお金とかそういったそういう財務的に余裕というか、そういったものがあるかどうかを事前に確認した後、最終的にはプロポーザルあったところに対して内部で選定委員会を開きまして、提案に対しては妥当性があるかどうかを判断するんですけども、その際にも例えば資金繰りとか、またそういう採算面においてどういうスパンで考えているか。これを例えば数年で黒字化できますという、逆に言うと本当かなという不安というふうな懸念も私なんかは持っておったんですけども、提案者の事業者のほうからも、正直そういう収支の面ではそれなりに時間はかかると。でも、それでもやっていきたいんだと。それを備えて資金面でも何かあったときには回せるようなものがあるというのは少なくとも選定委員会、やり取りの中で、直接事業者からも確認取れましたので、それなら認めてもいいんじゃないかということで選んだと、そういった経緯がございます。以上です。

○委員長（芹澤 正志） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 今、部長の話で大体分かりましたけど、流動性は非常にいいだろうという判断で

すね。流動性っちゅうのは資金の流動性ですけどね。それがなければ、本当に10年間のスパンで、さっき知見がないって、皆さん知見があるんかどうかわかりませんが、大変難しそうな事業ですんで、長いスパンが必要なんだろうなということは理解しながら聞いてるんですけども、今の二酸化炭素と水と光触媒ね、難しい話過ぎてちょっと分かりませんが、石油会社なんか当然大手がいっぱいあるんで、そこがなかなかしにくいところがあって、それが日常化されてへんちゅうことは、問題もあるんですけども、しかし、企業が10年スパン、20年スパンで今の本体の流動性というんか、前回の本議会で言いましたように、やっぱり流動資産と流動負債との関係で、しっかり資金があつたら、当然10年先のことを考えて企業もするわけですから、それはそれでありなんだろうなということも考えて聞かせていただいているんですけども、しっかりとそれでも契約した以上は、成功していただかなあかんし、また、市役所もそういう判断をしたんであれば、乙女の湯のようなことにならんようにせなあかんで、やっぱり大事な資産をお貸しするのは、市民にとっての責任なるんで、そこら十分腹をくくっていただいて、またよく相談乗っていただいた上で上手に前へ行きますように、これは要望だけしときます。よろしくお願いします。以上です。

○委員長（芹澤 正志） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認めます。よって、第92号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第96号議案、豊岡市立豊岡市民プラザの

指定管理者の指定期間変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

地域づくり課、宮田課長、どうぞ。

○地域づくり課長（宮田 裕史） 議案書の45ページをご覧くださいと思います。第96号議案、豊岡市立豊岡市民プラザの指定管理者の指定期間変更についてですが、こちら令和2年12月23日に議決いただきました第145議案に係ります指定管理者の指定期間を変更するために、地方自治法の規定によりまして、今議会の議決を求めるものでございます。

こちら豊岡市民プラザにつきましては、本来、今年度末で指定期間の5年が終了することになっておりますが、市全体の文化振興の中での施設の位置づけを検討するということで、指定期間のほうを1年間延長しまして、令和9年3月31日までとさせていただきますというものでございます。

なお、公の施設の概要等につきましては、次のページに添付しておりますので、ご清覧いただきたいと思っております。

説明は以上です。

○委員長（芹澤 正志） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） これはアイティの7階ですよ、ね、通常は5年単位の指定更新していきますけど、1年延長のは、これは何が理由でしたか。

○委員長（芹澤 正志） 宮田課長。

○地域づくり課長（宮田 裕史） 今ご質問いただきましたように、市民プラザにつきましては、5年前に5年間の指定期間ということでご了承いただきまして現在指定管理を進めていただいております。ただ、こちらのほうその指定管理期間中に市役所の組織見直しもございまして、3年前より地域づくり課が所管させていただいてるという状況でございます。ただ、地域づくり課につきましては、地域コミュニティでありますとか若者移住・定住、そして市民の参画協働というのを所管し

てるところではあるんですけども、多くの議員の皆様もはじめ、市民の皆様にとりまして市民プラザっていうのはどちらかというと演劇だったりダンス等のパフォーミングアーツをしてる施設という印象が強いのではないかなというふうなこともありまして、地域づくり課の業務との親和性が若干ないのではないかとということで、庁内で検討をさせていただいてきました。

そこで、こちらにつきましては、再来年度以降につきましては、文化・スポーツ振興課のほうで所管していただける方向で今調整を進めておりまして、文化・スポーツ振興課が実際に自分たちが所管するに当たりまして、市民プラザが今度新しくできる市民会館でありますとか、K I A Cなども含めまして、市民プラザをどういった文化の拠点として位置づけていくのかということの検討に時間が欲しいということで、1年間だけ引き続きまして地域づくり課が所管させていただきまして、管理を、運営を引き続き6年目に入っていきたいということで今議会で提案させていただいてるところでございます。以上です。

○委員長（芹澤 正志） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 分かりました。いやいや、指定管理が1年延長いうようなんは指定管理をなくしていくっていうことが時々あるんでね、ちょっと聞かせていただきました。分かりました。

○委員長（芹澤 正志） ほかにございませんか。

○委員（福田 嗣久） 1つだけ。

○委員長（芹澤 正志） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 今それはそれでいいんですけども、アイティの何だ、指定管理の延長でプラッツだったかいな、コミュニティセンタープラッツです、ね、指定管理料ちゅうの今何ぼになってるんですかいな、あるいは事業料いうんか、事業をする費用は何ぼ、指定管理料何ぼ、それからもう一つは、アイティ都市開発株式会社に駐車料金なんかは払わんわな、そんな市から行ってる金額、ちょっと教えてくださいな。

○委員長（芹澤 正志） 宮田課長。

○地域づくり課長（宮田 裕史） こちらのほうにつきましては、詳細がすぐに説明ができかねはするんですけども、指定管理料といたしましては、現在、3,751万円を現在は指定管理料としてお支払いさせていただいてるところでございます。それプラス、あと文化事業ということで、いろんな事業を取り組んでいただいておりますが、そちらのほうの委託金等ということで、年によって変わってきますが、七、八百万円ぐらい。また、改めては詳しい数字はまた別途委員会のほうに出させていただきますと思いますが、指定管理料とは別にそういった自主事業に要する費用も交付はさせていただいてるところでございます。そのほかにアイティ豊岡都市開発に対しましての駐車場代とかも払っておりますが、そういったものにつきましても別途またご報告、ちょっと今数字がすぐ出てきませんので、正式な数字でまたご報告できたらと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（芹澤 正志） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。後で結構ですんで、ちょっとまた数字を教えてください。委員長のほうでよろしいんで。以上でよろしい。

○委員長（芹澤 正志） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認めます。よって、第96号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第101号議案、豊岡市立室見会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

出石振興局地域振興課、三宅課長、どうぞ。

○出石振興局地域振興課長（三宅 徹） それでは、

議案65ページをご覧ください。第101号議案、豊岡市立室見会館の指定管理者の指定についてご説明いたします。

本会議で木之瀬局長から説明させていただきましたとおり、指定期間が令和8年3月31日で切れることから、引き続き5年間、現管理者である細見区を指定しようとするものでございます。

67ページに公の施設の概要等を記載しておりますので、ご清覧いただければと思います。

説明は以上です。

○委員長（芹澤 正志） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認めます。よって、第101号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第104号議案、豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

経営企画課、真狩課長、どうぞ。

○経営企画課長（真狩 直哉） 77ページをご覧ください。第104号議案、豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、本市の組織・機構についての見直しに伴い、豊岡市事務分掌条例について所要の改正を行うものです。

80ページをご覧ください。内容につきましては、条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正内容ですが、（1）は第1条関係で、観光文化部を産業経済部に改称することを定めています。（2）は、第2条関係で、分掌事務のうち、

交通施策に関する事項を都市整備部から市長公室へ、商業、工業及び特産業に関する事項並びに経済施策に関する事項をコウノトリ共生部から産業経済部へそれぞれ移管するとともに、くらし創造部の分掌事務について、空き家対策に関する事項を加え、地域づくり施策に関する事項を自治会及び地域コミュニティに関する事項に改めることを定めております。

2の附則では、(1)は、附則第1項関係で、この条例は令和8年4月1日から施行することを定めています。(2)は、附則第2項関係で、豊岡市文化財保護に関する条例について、所要の規定の整理を行うことを定めています。(3)は、附則第3項関係で、豊岡市空家等対策協議会条例について、協議会の庶務を担当する部署を都市整備部からくらし創造部へ変更することを定めています。

なお、81ページ以降、84ページまでは新旧対照表を添付していますので、ご清覧ください。

次に、ここから別資料にて今回の組織改編の全体についてご説明させていただきます。

資料名ですが、2025.12、第104号議案、経営企画課資料をご覧ください。1の組織改編についての考え方です。創生5の取組を加速し、政策の実行力を高めること。市内産業と地域経済の一体的な成長を促進させること。そして、市民生活に直結する喫緊の課題である交通政策、空き家対策、地域防災体制の再構築について、新たな室を設置し、迅速かつ集中的に対応すること。この3つの考え方に基づいて今回の組織改編を行っています。

2の内容です。2ページ以降の組織図で説明します。先ほどの条例案要綱に基づく説明とダブるところもありますが、ご了承ください。

2ページです。市長公室です。交通政策に係る事業の一層の推進を図るため、都市整備部都市整備課交通政策係の所掌事務を経営企画課に移管し、交通政策室を設置します。

危機管理部です。地域防災体制の再構築を図るため、危機管理課に防災支援室を設置します。

続いて、3ページです。くらし創造部地域づくり

課です。空き家の発生抑制、利活用推進及び地域の居住環境改善を総合的に進めるため、空き家対策室を設置します。また、区長会、地縁団体に関する事務を総務部からくらし創造部地域づくり課に移管するという調整を行っております。

健康福祉部です。介護保険本体の業務と高齢者支援の業務に専門特化するとともに、虐待や権利擁護といった困難な案件に早急に対応しやすい体制とするため、高年介護課を廃止し、新たに介護保険課及び高齢者支援課を設置します。

4ページです。観光文化部です。観光文化部を産業経済部に改称し、環境経済課をコウノトリ共生部から産業経済部へ移管します。新文化会館整備推進室を文化会館整備推進室に改称します。

コウノトリ共生部です。環境経済課を産業経済部へ移管します。有害鳥獣対策や森林環境譲与税の活用など、林務関係業務の一層の推進を図るため、農林水産課を廃止し、新たに農業政策課及び林務水産課を設置します。

続いて、5ページです。都市整備部です。都市整備課交通政策係の所掌事務を市長公室経営企画課へ移管します。

その他です。会計管理者の権限に属する事務を処理する組織として、会計室を新設し、会計室には会計課を設置します。

説明は以上です。

○委員長(芹澤 正志) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員(須山 泰一) ごめんなさい。いつも交通政策が市長公室に行くのとコウノトリ共生部が広いんで、範囲が広い、産業経済部に経済関係、環境経済関係が行くということは聞いてたけど、えらい大きな改革ですね。知りませんでした。やっぱり市長が提案して決まるものでしょうか。どうなんでしょう、そこは。教えていただければ。

○委員長(芹澤 正志) 真狩課長。

○経営企画課長(真狩 直哉) 先ほど考え方のところまで3つほど述べましたけども、市長のもちろん考

え方もありますし、あと、担当部署のほうにもどういった組織ということになれば効率的な業務が推進できるかというようなことも聞き取り等を行って今回の組織改編というふうにしております。以上です。

○委員長（芹澤 正志） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 関心としては、高年介護課が中が変わるとか、あと農林水産って言葉があるけど、それが農業と林務水産というふうに分かれるんですね。そこら辺がね、特におかしいとかそういうことではないですけども、そうなるんかと、どうなるんか実際やってみると分からないですけど、そういうことを感想として思いました。

○委員長（芹澤 正志） よろしいですか。

○委員（須山 泰一） はい。

○委員長（芹澤 正志） ほかにありませんか。  
米田委員。

○委員（米田 達也） すみません、5ページのその他、会計室っていうのの新設、これは会計室を新設するその必要性みたいなのがいまいちよく分からないんですけど、ちょっとそこら辺詳細に説明お願いしたいです。

○委員長（芹澤 正志） 真狩課長。

○経営企画課長（真狩 直哉） 会計室の新設ですが、これ会計管理者というのを会計室のほうに持っていくといいますか、担ってもらふということになります。現在は会計管理者というのは総務部長が兼ねておりますけども、そこを会計室長のほうで会計管理者ということにっていう提案でございます。

○委員長（芹澤 正志） 米田委員。

○委員（米田 達也） 会計管理者ってこの2026年度、会計管理者から会計室、会計管理者がこの会計室を兼ねるとするか、そこに入るということ、意味合いとしてはそういうことですか。

○委員長（芹澤 正志） どうぞ、宮代部長。

○総務部長（宮代 将樹） 私は決定する立場ではないんですが、先ほどの担当課からの意見もあってこういうふうになったっていうことで、担当課としての会計管理者、私、会計管理者を兼ねておりまして、

そちらの立場でご説明いたします。

今、現時点では総務部長が会計管理者を兼ねてしております。会計管理者の補助機関として会計課が置かれてます。そういう状態で今これまでから合併以来業務をしてきております。皆さんご存じのように、ここ昨年ぐらいから金利が変わってきました。それまでほぼゼロ金利ということで、あまり運用の、基金運用の価値というのがあまりなかったんですが、それが基金運用をしっかりしていかなければいけないっていうようなそんな状況になってきてます。この辺は市長からもそういうことを言われてまして、そのこともあって、兼務状態でいいのかというような議論もありまして、他市を見ました。例えばですけども、県内で29市ございます。その中で兼務をしていますのは当市を含めて2市のみでございます。ほかは全て単独で会計管理者を置いて基金管理をしているということで、私どもも金利が変わってきたっていう状況を基に、この機にそうした方向に向かうべきではないのかという議論の末で単独で会計管理者を置いたほうがいいのかというような結論に至りました。

ただしです、会計管理者、今私がたまたま総務部長で兼務してますので、部長級ということの兼務になってます。ただ、単独で置く場合に、部長級がいいのかということも議論がございまして、今のところと言ったら申し訳ないんですけど、そこまでの部長級っていうことではなくて、次長級ぐらいがふさわしいのではないかとということで、場合によっては会計管理者が直接手を出しやすいようにとということを考えると、次長級の所属、会計管理者補助機関として次長級の組織を置いたほうがいいのかということで、会計課の上の状態のところには会計室っていうのを置いて、内容はその下に会計課がありますので、大きくは変化をしておりませんが、先ほど申しましたそのトップに来る職員が単独で会計管理者で基金運用をしっかりしていく、そのような形でしております。以上でございます。

○委員（米田 達也） 分かりました。

○委員長（芹澤 正志） 米田委員、よろしいですか。

米田委員。

○委員（米田 達也） よく分かりました。確かにおっしゃるとおりだなと思って聞いておりました、230億円の1%で2億3,000万円だし、2%で4億6,000万円だし、3%で6億9,000万円だし、しっかりと会計管理をしていただきたいと思います。それだけです。

○委員長（芹澤 正志） ほかにございませんか。  
どうぞ。

○委員（竹中 理） 今の関連ですけど、運用というのを僕も言わせてもらったことあるんですけども、これはすごくスペシャリストというか、本当にしっかりやっていかないといけないと思うんですが、その辺はどういうふうを考えておられるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（芹澤 正志） 宮代部長。

○総務部長（宮代 将樹） そうですね、しっかりしていかなければいけないということがございますので、今言った会計管理者を次長級にするっていうことと、課長級ですと数は多い中の一人ですけども、次長級になってくるとやっぱりスペシャリスト的に配置をするということになってくると思います。

それともう1点ございます。基金管理委員会というのを当市は置いております。こちらの委員会の所属は全て内部の職員なんですけど、委員のほうは、今は課長級の職員で置いております。課長級が悪いわけではございませんが、やっぱり先ほど申しましたこともありますので、今後はそちらの委員会のメンバーは部長級になっていただいて、今までよりも強化した中で基金運用を行っていきたいと、そのような方向性でおります。以上でございます。

○委員長（芹澤 正志） 竹中委員、よろしいですか。

○委員（竹中 理） 分かりました。

○委員長（芹澤 正志） ほかにございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） それでは、質疑を打ち切ります。  
討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認めます。よって、第104号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第105号議案、豊岡市公告式条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

総務課、山本参事、どうぞ。

○総務課参事（山本 慎二） 議案書の85ページをご覧ください。第105号議案、豊岡市公告式条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、条例の公布等を市ホームページ上の公報に掲載する方法に変更し、規則の公布等に必要な署名及び押印の手続を廃止することにより、市民の利便性の向上及び事務手続の簡略化を図るものです。

88ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正の内容ですが、（1）で条例の公布は、市公報に掲載して行うこととし、急施を要するときまたは災害等により、公報に掲載することができないときは、市役所掲示場への掲示をもって公報への掲載に代えることができるようにすること。（2）で市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならないこととし、条例の公布に係る規定を準用すること。（3）及び（4）で市長の定める規程並びに市長を除く市の機関の定める規則及び規程の公布等について、条例及び規則の公布に係る規定を準用すること。（5）でその他所要の規定の整理を行うこととしております。

2の附則において、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

89ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（芹澤 正志） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認めます。よって、第105号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第106号議案、豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

地域づくり課、宮田課長、どうぞ。

○地域づくり課長（宮田 裕史） 議案書の91ページをご覧くださいと思います。第106号議案、豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、旧中竹野小学校跡地への中竹野地区コミュニティセンターの再整備に当たりまして、所在地、施設の区分及び使用料を改正するためのものがございます。

94ページの条例案要綱に沿ってご説明をさせていただきますと思います。

こちら改正の内容といたしまして、中竹野地区コミュニティセンターの再整備に伴いまして、その位置を変更するとともに、附則2号でうたっておりますが、中竹野ふるさと館の会議室を廃止しまして、その会議室も含めて新しい中竹野地区コミュニティセンターの一部とさせていただきます。施設の区分及び使用料を設定させていただくというものでございます。

なお、附則1号にありますように、令和8年4月1日から施行するということといたしております。

95ページ以降に新旧対照表をつけておりますので、ご清覧いただきたいと思います。

説明は以上です。

○委員長（芹澤 正志） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認めます。よって、第106号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第113号議案、豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

出石振興局地域振興課、三宅課長、どうぞ。

○出石振興局地域振興課長（三宅 徹） それでは、議案153ページをご覧ください。第113号議案、豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、受益者負担の適正化等の観点及び使用者の便宜の向上等を図る観点から、施設の使用区分を1時間単位に変更すること。冷暖房を使用する場合の加算額を単位当たりの使用料に含めることなどのために制定するものです。

157ページの条例案要綱をご覧ください。1の（1）にありますとおり、出石多目的ホールについては、火曜日を休館日としておりましたが、これを廃止し、開館日とすることで便宜の向上を図ります。また、（2）にありますとおり、出石市民ホールの使用料について、使用区分を各時間帯から1時間単位に変更することで、実際に使用する分だけの使用申請ができるようにするとともに、冷暖房を使用す

る場合の加算額を単位当たりの使用料に含めることで、事後清算の必要性をなくすようにしています。また、(3)にありますとおり、出石多目的ホールの施設の使用料についても冷暖房を使用する場合の加算額を単位当たりの使用料に含めています。また(4)にありますとおり、但東市民センターのホールの使用料についても、使用区分を各時間帯から1時間単位に変更するとともに、照明及び音響に係る使用料の額並びに冷暖房を使用する場合の加算額を単位当たりの使用料に含め、分かりやすい料金体系にいたします。そのほか、所要の規定の整理を行っております。

次に、158ページの新旧対照表についてご説明いたします。

一番下に豊岡市立城崎市民センターの項目がありますことをご確認いただいた後、次のページ、159ページをご覧ください。上から2行目の備考欄について、現在は使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定する額に1時間当たり700円を加算した額とするとしておりましたが、この条例内の他の施設と合わせるために、改正後はこの表の規定により算出された額の2倍に相当する額とするとしています。そのほか要綱のとおり改正しています。

説明は以上です。

○委員長(芹澤 正志) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員(福田 嗣久) ちょっと確認だけさせていただきます。

○委員長(芹澤 正志) 福田委員。

○委員(福田 嗣久) 多目的ホールいうたらひぼこホールの横にあったとこですね。それで、出石市民ホールいうたら、振興局の入って左の奥ですね。それだけです。

○委員長(芹澤 正志) どうぞ。

○出石振興局地域振興課長(三宅 徹) 今委員がおっしゃったとおり、多目的ホールは水上にありますひぼこホールのあったところの隣にある建物でありまして、市民ホールは出石庁舎の中にある建物

で、おっしゃったとおり、玄関入って左側にあるホールのことを指しております。

○委員(福田 嗣久) 分かりました。ありがとうございます。

○委員長(芹澤 正志) ほかにございませんか。  
須山委員。

○委員(須山 泰一) 確認、但東の市民センターいうたら振興局の2階ですかね。

○委員長(芹澤 正志) 大岸課長。

○但東振興局地域振興課長(大岸 勝也) 但東振興局の手前にあるホール、2階にあるホールです。

○委員長(芹澤 正志) よろしいですか。  
須山委員。

○委員(須山 泰一) 午前中、これはね、出石のホールですけど、午前中、1,600円で1時間それが500円になるってことは、金額はそのままかなと思いますけど、そうですね、議案によっては今回使用料引上げという、1時間単位にするだけでなく、そうした施設もある中で、ここは引上げはないというふうに受け取ったらいいですか、この3つは。

○委員長(芹澤 正志) 三宅課長。

○出石振興局地域振興課長(三宅 徹) 金額につきましては、今申し上げましたとおり、時間単位にすることと冷暖房加算をすることと、それからもう一つはほかの近隣の施設を確認しまして、そこで今の費用が適当かどうかということ判断しまして、それで計算しております。実際には今委員がおっしゃったとおり、時間当たりの単価に変更したこと、それから冷暖房加算の分ということで、単価の引上げということは行っておりません。以上です。

○委員(須山 泰一) 分かりました。ありがとうございます。

○委員長(芹澤 正志) ほかによろしいですか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(芹澤 正志) では、質疑を打ち切ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(芹澤 正志) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認めます。よって、第113号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第115号議案、豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

但東振興局地域振興課、大岸課長、どうぞ。

○但東振興局地域振興課長（大岸 勝也） 167ページをお開きください。豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、施設の運営実態に合わせて改正するものです。

170ページ、条例案要綱をお開きください。改正の内容ですが、企画展示室の貸し館を廃止するとともに、体験交流室の利用可能時間を短縮し、受益者負担の観点から使用料区分を半日単位から1時間単位に変更するものです。

2番の附則で、この令和8年の4月1日から施行することとそれに伴います施行前後の使用料の取扱いについてを記載いたしております。

171ページから173ページに新旧対照をつけておりますので、ご清覧いただければと思います。

説明は以上です。

○委員長（芹澤 正志） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） 企画展示室いうたら入って突き当たりの左の突き当たりですけども、廃止するということは必要がなくなったんか。

○委員長（芹澤 正志） 大岸課長。

○但東振興局地域振興課長（大岸 勝也） 企画展示室の貸し館を廃止するというので、貸し館はオープンから今まで一度もありません。条例にはつけておったんですけども、貸し館がありませんので、

この際、廃止をして館の必要な展示に充てるということにしております。

○委員長（芹澤 正志） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（芹澤 正志） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認めます。よって、第115号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第129号議案、豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

消防本部、中尾予防課長、どうぞ。

○予防課長（中尾 浩） 追加提出議案、3ページをご覧ください。第129号議案、豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、林野火災に関する注意報の発令等について規定するとともに、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

7ページをご覧ください。改正の内容につきましては、条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正内容ですが、（1）では、簡易的なサウナ設備が増加していることから、屋外に設けるテント型、また、木たる型と呼ばれる簡易サウナ設備の位置及び構造に関する基準を定めるものです。（2）では、簡易サウナ設備の基準を設けるため、サウナ設備の名称を「一般サウナ設備」に変更するもので

す。(3)では、火災に関する警報について、消防法に規定するものであることを明記するとともに、警報の発令中における火の使用の制限の規定から屋内での裸火の使用に関する規定を削るものです。

(4)では、大規模地震等の電気火災対策としまして、住宅における火災の予防を推進するため、普及の促進に努める設備に感震ブレーカーを追加するものです。(5)では、令和7年2月、岩手県大船渡市において発生しました林野火災を踏まえ、気象の状況が林野火災の予防上、注意を要すると認めるときに発することができる林野火災に関する注意報について規定するものです。(6)では、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、火の使用の制限となる対象となる区域を指定することができることとするものです。(7)では、消防長または消防署長に届け出なければならない行為のうち、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為について、たき火が含まれることを明記するとともに、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとするものです。(8)では、その他所要の規定の整理を行っております。

2の附則では、この条例は、令和8年1月1日から施行するものです。ただし、サウナ設備に関する規定及び感震ブレーカーの規定につきましては、令和8年3月31日から施行するものです。

8ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

なお、今回、追加上程となりましたのは、関係省令の公布が11月12日だったためとなっております。

説明は以上です。

○委員長(芹澤 正志) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員(福田 嗣久) まず、(1)と(2)のサウナの関係ですけど、これは簡易サウナと普通のサウナと条例上分けるっちゃうことでしょうか。

○委員長(芹澤 正志) 中尾課長。

○予防課長(中尾 浩) そのとおりです。

○委員(福田 嗣久) そのとおりですか。

○予防課長(中尾 浩) はい。

○委員(福田 嗣久) 簡易サウナ……。何だこれは。サウナ設備の位置及び構造に関わる基準を定めること。どんな基準があるんでしょうか、少しかいつまんで教えてください。

○委員長(芹澤 正志) 中尾課長。

○予防課長(中尾 浩) 大きく言いますと、基本的に簡易サウナと呼ぶものは屋外に設けるもので、離隔距離とサウナ設備の中に設ける熱くなるものですね、熱くなるものに対してから可燃物に対する離隔距離のことを言ってるのを規定を定めるということになっております。

○委員長(芹澤 正志) 福田委員。

○委員(福田 嗣久) そんな感じで、はい、分かりました。

それともう一つは、(4)の感震ブレーカーを追加ということですけども、感震ブレーカーというのは基本的に一般家庭でようけついているものですか。ちょっとその辺りの概要を教えてください。現時点で。

○委員長(芹澤 正志) 中尾課長。

○予防課長(中尾 浩) 感震ブレーカーにつきましては、今回、普及促進を目的に条例に追加されましたが、市内住宅において何%普及しているというふうな設置状況については、現在把握はできておりません。

○委員長(芹澤 正志) 福田委員。

○委員(福田 嗣久) 把握できてないんでしょうけども、何ぼかついとるんだらうか、感震ブレーカーって、家庭で、ついとるところがようけある、ない、それも分からないか。

○委員長(芹澤 正志) 中尾課長。

○予防課長(中尾 浩) 新築の住宅におきましては、そもそも分電盤にそういう設備がついた分電盤になっておりますので、新しく新築された住宅につきましては、ついている家庭があるかと思っています。以上です。

○委員（福田 嗣久） なるほど。分かりました。

○委員長（芹澤 正志） 竹中委員。

○委員（竹中 理） すみません。林野火災が起こったときに、実際に市民にはどういうふうに周知される、今ここに警報とか注意報とかって言い方書いてあるんですけど、そういう何か市民に対しての周知方法を教えてください。

○委員長（芹澤 正志） 田中参事。

○消防本部参事（田中 陽一） 市民に向けての広報ということでございます。まず、防災行政無線、車両広報、SNSでの発信、ホームページのアップ、また、消防団員の皆様につきましては、火災のメールを使用して周知をするということ、さらにはこの林野火災、また昨今の火災の多数発生については、豊岡警察とタイアップをして広報しているところでございます。豊岡警察にもメールでお知らせをして協力を仰ぐといったようなことを考えておるところでございます。以上です。

○委員長（芹澤 正志） 竹中委員。

○委員（竹中 理） ありがとうございます。よく分かりました。

○委員長（芹澤 正志） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認めます。よって、第129号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前10時29分 委員会休憩

午前10時30分 分科会開会

○分科会長（芹澤 正志） 総務分科会を開会します。

これより、3、協議事項、付託・分担案件の審査

について、分科会審査に入ります。

第121号議案、令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

第121号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正、債務負担行為補正及び地方債補正についてであります。

当局の説明は、まず、財政課から全体概要を含めて説明を、次に、人事課から全体の人件費を含めて説明をいただき、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明願います。

なお、説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

質疑は、説明が終わった後に一括して行います。

それでは、順次説明願います。

財政課、長谷川部次長、どうぞ。

○行政管理部次長（長谷川幹人） 議案書の205ページをご覧ください。第121号議案、令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ3億2,690万3,000円を追加しまして、総額を521億3,173万3,000円とするものでございます。

第2条で繰越明許費を定めまして、第3条で債務負担行為の追加を、第4条で地方債の変更を行っております。

本補正予算の概要ですが、事業費確定や確定見込みによる増減、除雪経費などが主な内容というふうになっております。

財源としましては、市税のほか、特別交付税、繰越金を充てており、最終の財源調整は財政調整基金で行っております。

続きまして、財政課所管分の説明です。

264ページ、265ページをご覧ください。12款公債費の1段目の市債元金として、3,114万4,000円の減額です。これは、想定しておりました繰上償還が不要になったといったことがございまして、それによる減額と利率見直しによる償還元金の減額といったこととなります。

その下、市債利子です。これにつきましては、前年度の市債発行額の確定によるものと、利率見直し

による償還利子の減額でして、2,546万2,000円の減額ということになります。

続きまして、歳入です。戻っていただきまして、220ページ、221ページをご覧ください。真ん中の枠、12款地方交付税の説明欄の特別交付税でして、除雪経費相当額の2億8,048万5,000円を計上しております。また、今回の補正の収支調整5億388万8,000円の減額につきましては、224ページ、225ページの下から2つ目の枠、20款繰入金の1段目、財政調整基金繰入金で行ってるといったことになります。

財政課の説明は以上ですが、1点、補足説明です。報道等で皆さんご承知のとおり、物価高騰に対する国の経済対策、これの補正予算案が明日成立する見込みとなっております。明日見込みらしいです。前回同様、今回も重点支援地方交付金、いわゆる臨時交付金の分と地方交付税交付金の増額であったり、国土強靱化、そして子育て応援手当などのメニューが含まれてるといふふうにお聞きしております。現在その実施事業については取りまとめ中でして、特に早期に対応が必要な事業につきましては、対応したいということと、あわせて、人事院勧告分の人件費についても議会最終日に追加提案を行いたいというふうに考えておりますので、またご協力お願いしたいと思います。以上でございます。

○分科会長（芹澤 正志） 人事課、岡部次長、どうぞ。

○総務部次長（岡 亮吾） 一般会計補正予算（第6号）に係る人件費の補正につきましてご説明いたします。

事前にお配りしています、令和7年度人件費12月補正予算の主な理由（一般会計）の資料をご覧ください。

それでは、費目ごとに説明いたします。

報酬につきましては、159万5,000円の増額としています。主な要因としましては、主に産休や育休を取得した職員の代替職員としてパートタイム会計年度任用職員を新規採用したことによるものです。

給料につきましては、1,418万6,000円の減額としています。主な要因としましては、フルタイム会計年度任用職員に係る未採用月数分の減額と、育児休業、休職等による不用分の減額によるものです。

手当につきましては、932万9,000円の増額としています。時間外勤務手当の増額、各種手当の随時異動等による増額、会計年度任用職員に係る不用分の減額、病気休職等に伴う不用分の減額を反映したものです。

共済費につきましては、198万2,000円の減額としています。会計年度任用職員の未採用月数分の減に伴う減額、育児休業等による不用分の減額となっております。

最後に、負担金につきましては、94万4,000円の減額となっております。退職手当組合の負担金、互助会負担金の減によるものです。主な内訳は、フルタイム会計年度任用職員の未採用月数分と休職等に係る退職手当負担金の減額によるものです。

全体としまして、人件費618万8,000円の減額をお願いするものです。

説明は以上です。

○分科会長（芹澤 正志） 議会事務局、佐田次長、どうぞ。

○事務局次長（佐田美佐樹） 議案書の231ページをお願いいたします。一番上の枠、議会費です。人件費の議員共済組合負担金について、負担金率が見込みより下がったことなどにより、344万3,000円を減額するものでございます。

説明は以上です。

○分科会長（芹澤 正志） 秘書広報課、藤本部次長。

○市長公室次長（藤本 充） 議案書の231ページをお開きください。上から2段目の表彰栄典費でございます。自治功労者表彰について、市町合併20年を経過し、豊岡市功労者表彰規則で定める在職期間を満たした委員等が当初見込んでおりました14名に対し、各課からの報告を集約いたしました結果、対象者が32名となり、18名の大幅な増加が見込まれます。また、多額の私財のご寄附に係る

公益功労者表彰につきましては、2名の対象者が見込まれ、合計で20名分に係る表彰経費が不足することとなりました。そのため、表彰盾や記念品代等の経費としまして、合計で116万6,000円を増額するものでございます。

秘書広報課は以上でございます。

○分科会長（芹澤 正志） 経営企画課、真狩課長、どうぞ。

○経営企画課長（真狩 直哉） 経営企画課所管分について説明させていただきます。

233ページをご覧ください。一番上の枠、地方創生推進費です。国庫補助金返納金として45万円を計上しています。この返納金は2024、令和6年度分のデジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプの返納金です。内容は、市の創業支援補助金を使われて創業された事業者が約1年2か月間事業をされたものの、事業継続が困難となり廃業されました。市の補助金交付要綱に基づき、事業者から補助金の返還を受けました。この創業支援補助金には、国のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプを充当していたため、相当する国の交付金額分を返還するものです。

経営企画課分の説明は以上です。

○分科会長（芹澤 正志） DX・行財政改革推進課、橋本課長、どうぞ。

○DX・行財政改革推進課長（橋本 直紀） 議案書の233ページをご覧ください。下から3段目、行政情報化推進事業費についてご説明申し上げます。

内容としましては、庁内ネットワーク機器及び情報系パソコンの使用料に関するもので、今回、1,985万円の減額補正を行うものです。まず、庁内ネットワーク機器の更新についてですが、本庁舎、立野庁舎、各振興局、上下水道部事務所、消防本部、さらには各学校やこども園など、各施設をつなぐネットワーク機器が対象です。これらの機器は、老朽化、サポート期限の終了により更新が必要で、既に更新をリースにて完了しています。次に、情報系パソコンの更新についてですが、2020年度以前に購入した庁用パソコン308台の更新をリースに

て完了しています。これらの更新事業について係る今年度の執行額ですが、ネットワーク機器更新では、予算3,592万1,000円に対して1,726万8,000円、情報系パソコン更新では、予算713万6,000円に対して491万7,000円となりました。これを踏まえ、事業費全体の過不足を精査した結果、不用額1,985万円を減額補正するものでございます。

説明は以上です。

○分科会長（芹澤 正志） 危機管理課、松岡課長、どうぞ。

○危機管理課長（松岡 久雄） それでは、議案書の227ページをお開きください。まず、歳入になります。中ほど款22、雑収入の中の目6の雑入の3の雑入の中に消防団員交付金等としまして40万7,000円を計上しております。これは消防団に係る消防作業従事者遺族補償年金の改定に伴う増額分の9万1,000円と公務災害に伴う災害補償費の増額分31万6,000円に対して、消防団員等公務災害補償等共済基金から災害補償交付金を収入するもので、その合計額となっております。

続きまして、229ページをお開きください。款23、市債の最後の目9の消防債の1、消防債です。消防防災施設整備事業債として100万円を計上しております。こちらは水道事業で実施される給配水管敷設工事において、新設改良される消火栓1基分の整備費用に係る一般会計からの負担金に対して、財源として緊急防災減災事業債を活用し、収入するものとなっております。

続きまして、257ページをお開きください。次は歳出です。中ほどの款9、消防費の目の2、非常備消防費の災害補償費で40万7,000円を計上しております。これは先ほど歳入で説明しました消防団に係る消防作業従事者遺族補償年金の改定に係る増額分と消防団員の公務災害に伴う療養補償として災害補償費が増額となる見込みから補正予算をお願いするものとなっております。

次に、その下の段の目の3、消防施設費の負担金補助及び交付金で106万1,000円を計上して

おります。これは水道事業に対する一般会計からの負担金となるもので、一つはこちらも歳入で先ほど説明しました給配水管敷設工事において、新設改良される地上式消火栓1基分の整備費用に係る負担金の100万円と、昨年度、2024年度の消火用水の使用実績に基づく負担金の精算増額分の6万1,000円について補正予算をお願いするものとなっております。

説明は以上です。

○分科会長（芹澤 正志） 地域づくり課、宮田課長、どうぞ。

○地域づくり課長（宮田 裕史） 232ページをご覧いただきたいと思います。一番下の地方創生推進事業費になります。

右のページ233ページに目をお移してください。地域おこし協力隊推進事業費で、減額させていただきます業務委託料3,350万7,000円を減額させていただきますと思います。こちらにつきましては、協力隊員の採用に至らなかった4名分と任期途中解職の2名分などに伴い減額させていただくものでございます。

次に、212ページ、債務負担行為補正につきましてご覧いただきたいと思います。212ページ上から3段目になりますが、市民プラザ指定管理料でございます。先ほど指定管理期間の変更に係る議案につきましてご承認いただいたところでございますが、市民プラザの指定管理期間を1年間延長させていただくことに伴いまして、来年度の限度額といたしまして3,904万4,000円を設定させていただくものです。

地域づくり課からは以上です。

○分科会長（芹澤 正志） 税務課、塚本課長、どうぞ。

○税務課長（塚本 尚見） 220ページをご覧ください。歳入です。賦課決定額に基づきまして、2件増額しております。一番上、市税の個人市民税について1億6,000万円増額し、市民税の合計は41億3,980万円、固定資産税について1億円増額し、48億9,025万7,000円としており

ます。

次に、債務負担行為です。211ページをご覧ください。第3表の債務負担行為補正ですが、7項目の所得課税証明書コンビニ交付システム改修業務356万4,000円としております。これは令和7年度の税制改正により、特定親族特別控除が創設され、令和8年度からの所得課税証明書のレイアウト等の変更に伴うクラウドシステムの改修を行うものです。

税務課からは以上です。

○分科会長（芹澤 正志） 城崎振興局地域振興課、木村課長、どうぞ。

○城崎振興局地域振興課長（木村 弥江） それでは、231ページをお開きください。説明欄下から2枠目の財産管理費の下から2行目、業務委託料の測量業務76万1,000円が城崎振興局地域振興課に係るものでございます。県の無電柱化推進計画事業のため、豊岡市城崎消防団第1分団の消防車庫の用地を県に譲渡、その移設先として城崎中学校の敷地内とすることとして、その新築場所の分筆、登記等の用地測量費を予算に計上しておりましたが、登記官が交代されたことに伴い、測量等の範囲の指示が変更されたことにより増額するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。227ページにお戻りください。説明欄下から2枠目の下から5行目になります。移転補償金の消防団車庫76万1,000円が歳入の業務委託料で説明させていただきました消防車庫の新設移設先である城崎中学校の敷地の分筆、登記等の用地測量費に係る県からの補償金となります。

城崎振興局からは以上です。

○分科会長（芹澤 正志） 出石振興局地域振興課、三宅課長、どうぞ。

○出石振興局地域振興課長（三宅 徹） それでは、277ページをご覧ください。上から2行目、水防事業費の70万円の減額についてご説明いたします。

これは、老朽化して危険な状態にありました出石柳水防倉庫の解体工事について、工事の完了に伴い、

係る不用額を減額するものでございます。

出石振興局からは以上です。

○分科会長（芹澤 正志） 但東振興局地域振興課、大岸課長、どうぞ。

○但東振興局地域振興課長（大岸 勝也） 但東振興局からは、債務負担行為の補正についてご説明いたします。

212ページをお開きください。上から2段目、日本・モンゴル民族博物館特別展事業として600万円計上させていただいてます。モンゴル博物館は次年度で開館30周年を迎えます。この節目の年である2026年度に日本・モンゴル民族博物館30周年記念特別展テレビアニメ「天幕のジャードゥーガル」から読み解く、モンゴル帝国の美しき女性たち展の開催を計画したいと考えております。特別展の開催に向け、速やかに準備に着手したいと考えており、これに係る債務負担行為補正予算として600万円を計上させていただいております。

第121号議案、令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）の説明は以上で全て終了しました。

○分科会長（芹澤 正志） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中 理） すみません、先ほど言いました明日決定される重点支援地方交付金ですけども、24日の閉会日に提案されるということなんですけども、今分かってる範囲でいいんで、金額大体どれぐらいなのかとか、あと、市民の方、いわゆる物価高対策として市民に対しての今検討されてると思うんですけども、子育て世帯の2万円については、年内は多分難しいと思うんです。大体めどでいいんですけど、来年の1月なのか2月なのか、大体3月ぐらいをめどにされてるのかっていうのをお聞きしたいと思います。

○分科会長（芹澤 正志） 長谷川部次長。

○行政管理部次長（長谷川幹人） いわゆる臨時交付金の分、金額はまだ詳細は分かっておりませんが、あくまでも見込みですと2024年度、昨年が約3億円弱、今年を見ると9億円ぐらいになるのかなと

いうことで3倍ぐらいの規模になります。あくまでも見込みです。そのうち、すみません、議会最終日にご提案してもらいたいのが5点ありまして、1点目が臨時交付金を活用したプレミアム商品券の発行ですね。これにつきまして今すぐいおこめ券だの商品券って非常に皆さん関心が高いということもありますので、これについてはちょっと早急に必要だということで提案させていただきたい。そのほかとしまして、水道料金の基本料金の無償化の部分、この2点が交付金として提案させていただきたい。国の経済対策としまして、先ほど2万円の子育て応援手当の支給ですが、これも今回提案させていただきたいというふうに思ってます。その他としまして民間保育士の処遇改善、この分と、あと経済対策関係ありませんが、人事院勧告分の人件費、この5点をご提案させていただきたい。残りについては、できましたら、今取りまとめ中ですので、1月に何らかの形でご提案させていただきたいなというふうに思ってます。以上です。

○委員長（芹澤 正志） 竹中委員。

○委員（竹中 理） ということは、1月にまた臨時議会みたいなんをするってということですか。

○分科会長（芹澤 正志） はい。

○行政管理部次長（長谷川幹人） 今我々のほうからは議会のほうにそのように申込みをしております。以上です。

○分科会長（芹澤 正志） ほかにございませんか。福田委員。

○委員（福田 嗣久） 1つだけ、ちらっと聞いたんですけども、この補正予算で市民税が1億6,000万円プラスの補正、固定資産税が1億円の補正、それから財政調整基金に5億1,000万円繰り戻すというええ格好ができてるなと思っておりますけど、いい形が。この市民税の1億6,000万円といえば39億円ですから4%ぐらいになるし、固定資産税は47億円だから何ぼだ、2%か、強くなるしということで、結構なことやなと思っておりますけど、この要因はどんなことが具体にあったんでしょう、ざっくりで結構です。

○分科会長（芹澤 正志） 塚本課長、どうぞ。

○税務課長（塚本 尚見） 個人市民税の増額の分につきましては、見込みを出すときになかなかちょっと難しいんですが、納税義務者数が増えたわけではなくて、納税義務者数は同じままで税額が上がるというところから、個人の所得が上がったと思われます。

それと、固定資産税につきましては、固定資産税、土地、家屋、償却の3種類があるんですけど、評価替えが6年度ですので、土地、家屋分はほとんど変わらないです。ただ、償却資産につきましては、法人及び個人の事業主さんが機械装置等の償却資産をたくさん、または高額のもの取得されたためにここが増加しているものとなっております。以上です。

○分科会長（芹澤 正志） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。ありがとうございました。納税義務者は増えないけれども、所得が多少上がっているということですね、まずは。結構なことです。

それから、償却資産税が増えたということか、そういうことやな。どっかでほんなら設備投資をどんとされてるとか、そういうことやな。ありがとうございました。

○分科会長（芹澤 正志） ほかよろしいですか。

それでは、質疑を打ち切ります。

賛否の確認をいたします。

本案について、賛成とする方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○分科会長（芹澤 正志） ありがとうございます。

全員賛成と認めます。

以上で委員会に付託及び分科会に分担されました案件の審査は終了しました。

ここで、その他報告案件も含めて、委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芹澤 正志） ないようですので、当局

の皆さんはご退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

ここで分科会を暫時休憩します。再開は11時ちようど。

午前10時54分 分科会休憩

午前11時00分 委員会再開

○委員長（芹澤 正志） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

請願・陳情の審査に入ります。

請願第4号、刑事訴訟法の再審規定の改正を国に求める意見書の提出に関する請願書を議題といたします。

委員の皆さんは、Side Books上の本日のフォルダー内、請願第4号のフォルダー開いてますね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、事務局より請願・陳情文書表の朗読をお願いします。

○事務局主幹（山本 雅彦） 読み上げます。請願第4号、刑事訴訟法の再審規定の改正を国に求める意見書の提出に関する請願書。

趣旨。再審制度は、刑事訴訟法第435条において、有罪の言渡しをした確定判決に対して、その言渡しを受けた者の利益のためにすることができるとされ、同条の第1号から第7号までに、その要件を規定しています。特に近年国民の関心の高い冤罪を防ぐ観点からも重要なものであります。

それらを踏まえ、平成28年の刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、多くの冤罪を生む要因となった取調べについて、一部の刑事事件において録音・録画が法制化されました。

また、同法附則第9条第3項において再審制度の在り方について検討を行うよう求めており、それを受けて、平成29年に最高裁判所、法務省、警察庁、日本弁護士会で構成する刑事手続に関する協議会が設けられ、協議がなされています。

再審請求に必要な証拠開示について、無実を主張する弁護側から、新規・明白な無実証拠を提出することが求められていますが、証拠は警察・検察が持

っており、それらを開示する義務はないとされています。

また、通常審では刑事訴訟法の改正により、公判前整理手続を通じて、一定の要件で証拠開示が制度化されましたが、再審における証拠開示には規定はありません。

さらに、再審開始決定に対する検察による特別抗告が許されることによって、裁判が長期化し、裁判途中で当事者が亡くなるという悲劇も生んでいます。

理由。冤罪は有罪とされた者や家族の人生に大きな影響を及ぼし、時にはその生命をも奪いかねない人権侵害です。冤罪の発生防止はもちろん、冤罪が発生した場合には速やかに人権救済することが国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っていると考えます。

つきましては、豊岡市議会から国に対して、刑事訴訟法の再審規定の改正を強く求める意見書を提出していただきますようお願いいたします。

提出者及び紹介議員についてはご清覧ください。以上です。

○委員長（芹澤 正志） それでは、紹介議員の青柳議員、米田議員がおられますので、何か補足説明がございましたらお願いします。

どうぞ。

○委員（米田 達也） これは国のほうに意見書を提出していただきますよっていうお願いなんで、意見書のたたき台が要るかと思うんです。それありましたよね。

○事務局主幹（山本 雅彦） 請願の後ろについてました。

○委員（米田 達也） 出しましたよね、これに。

○事務局主幹（山本 雅彦） はい。

○委員（米田 達也） なので、それをちょっと確認いただきまして、これを国のほうに出していきたいということで。（「ほかにもあるのか」「ここには出してないよ」と呼ぶ者あり）これだけだろう。

○事務局主幹（山本 雅彦） この後で意見書のほうの確認が入ってきます。

○委員長（芹澤 正志） 確認しますので、取りあえずいいですか。

○委員（米田 達也） はい、じゃあ、いいです。

○委員長（芹澤 正志） よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、質疑、意見等はございませんでしょうか。

○委員（福田 嗣久） 少しだけ確認を。

○委員長（芹澤 正志） はい。

○委員（福田 嗣久） これは今読んでいただいて聞いてるんですけども、再審制度は大変重要なことで、冤罪の事件が大変気になるところは承知をしております、再審規定の改正を国に求める意見書の提出、それはいいんですけども、何を改正するんだ、よう分からんな思っただけ読んでるんですけど、思えへんか。それがちょっとずっと今聞かせていただいて、要するに一部の刑事事件において録音・録画、これは法制化されたんもう何年前、それから無実を主張する弁護士とかから新規・明白な事実証拠を提出することが求められていますが、証拠は警察・検察が持って、これも当然のことで、それらを開示する義務はないとされています。また、通常審では刑事訴訟法の改正により、公判前整理手続を通じて一定の要件で証拠開示が制度化されましたが、再審における証拠開示には規定はありません。さらに、再審開始決定に対する検察による特別抗告が許されてることによって、裁判が長期化し、裁判途中で当事者が亡くなる、この前もあったけども、亡くなるという悲劇も生んでますということで、状況のことが書いてあるんですけど、何を国に求めるんかなということところがちょっと分からない。

○委員（米田 達也） 再審における証拠開示に規定がないということだと思うんですけど、そこに今、要は規定して証拠開示をできるようにっていうことだと思うんですけどね。

○委員（福田 嗣久） 証拠開示がないとされていますとあるな。

○委員（米田 達也） 再審における証拠開示に規定は今現在ないので、それに関して再審規定の改正を

強く求めるっていうことなんで、証拠開示を規定してほしいっていうことだと思うんですけどね。

○委員(福田 嗣久) でも、ちょっと今読んで、あんまりよう分からんなと思って見とったんやけど。

○委員長(芹澤 正志) 福田委員。

○委員(福田 嗣久) こういう書き方でええんかいな。別にこれはあかん言うとするわけじゃないで。請願のこの書き方で。どうかな。(「意見書の中に書いてあるんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

反対はしてないんですけど、確かに今、米田さんが言われた開示する義務はないとされています。これは状況だからそれを改正せえ言うとするんか、ちょっとその状況説明。

○委員長(芹澤 正志) どうぞ、竹中委員。

○委員(竹中 理) いいですか、すみません。うちもこれは非常に重要だと思ってます。袴田事件であったり大川原化工機事件、最近非常に注目されてるんで、うちの会派としてもぜひお願いしたいと思うんですけど、先ほど言われたように、内容について、これはでも今回出すのは請願・陳情だけです。意見書はもう期限切れとるで、提出期限っていつまででしたっけ。

○委員長(芹澤 正志) 説明。(発言する者あり)

○事務局主幹(山本 雅彦) 会派幹事長会だったか議運だったかで豊義会さんのほうから説明があったと思うんですけども、意見書のほうもついた請願です。

○委員(竹中 理) いいですか。

○委員長(芹澤 正志) どうぞ。

○委員(竹中 理) これも意見書ももうあるっていうことですか。ついとるか。

○委員長(芹澤 正志) 今さっき入れております。

○委員(竹中 理) あっ、これか。

○委員長(芹澤 正志) 一応そちらもちょっとお目通しいただいて。

○委員(竹中 理) あっ、これが意見書なんですね。

○委員長(芹澤 正志) 後のほうに。

○委員(竹中 理) 内容的にちょっと僕も文章はつきり見てないですけど、賛成は大賛成であれなんですけど、手続的に意見書も今日初めて見たんですけど、期限が間に合うんだったら。あれだったら、期限が大丈夫だったらもう即決でっていうか、やっていただいたらええかなとは思ってますけども。ええと思ってます。

○委員(太田智博) 期限は間に合うし、内容的にも大きな問題はなかった。

○委員(竹中 理) なかったですか。僕もちょっとすみません、文面ちょっと……。

○委員長(芹澤 正志) こっちのほうの方が分かりやすいですね。

○委員(太田智博) 意見書のほうが細かく書いてあるからね。

○委員(福田 嗣久) ああ、これか。ここで書いてあるね。

○委員(米田 達也) 真ん中よりちょっと下のところですかね。

○委員(竹中 理) ああ、ここのところ。

○委員(福田 嗣久) 5段目のところ。現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのために、ああ、なるほどわかりました。。

○委員(竹中 理) 賛成したいと思います。

○委員長(芹澤 正志) ご意見を伺いました。

それでは、この後、討論に入りたいと思います。

討論におきましては、各委員が発言された内容を後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することになりますので、よろしくお願ひいたします。討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(芹澤 正志) それでは、お諮りいたします。本件は、採択すべきことに決定してご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(芹澤 正志) ご異議なしと認めます。よって、請願第4号は、採択すべきことに決定しました。

なお、本請願に係る意見書の案文につきましては、先ほど見ていただきましたとおりでございます。意見書案につきましては、何かご意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） なければ、原案のとおり意見書を提出することに決定してご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、協議事項3の意見・要望について、ア、委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会に審査を付託されました案件の本日の審査は終了しました。

ここで、委員会意見・要望として、委員長報告に付すべき内容についてご協議いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 委員会休憩

---

午前11時14分 委員会再開

○委員長（芹澤 正志） それでは、委員会を再開いたします。

それでは、ただいまの意見・要望の案文につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。すけど、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、委員長報告ですが、内容につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前11時15分 委員会休憩

---

午前11時16分 分科会再開

○分科会長（芹澤 正志） 分科会を再開します。

これより、協議事項の3の意見・要望のまとめについて、分科会意見・要望のまとめに入ります。

当分科会に審査を分担されました案件の本日の審査は終了しました。

ここで、分科会意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 分科会休憩

---

午前11時17分 分科会再開

○分科会長（芹澤 正志） それでは、分科会を再開します。

それでは、ただいま協議いただいた当分科会の意見・要望の案文につきましては、正副分科会長に一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芹澤 正志） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、分科会長報告についてですが、内容につきましては、正副分科会長に一任いただきたいと思います。すけど、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芹澤 正志） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で分科会を閉会します。

午前11時18分 分科会閉会

---

午前11時19分 委員会再開

○委員長（芹澤 正志） 委員会を再開します。

これより、協議事項の4、閉会中の継続審査申出についてに入ります。

資料4ページにあります委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として議長に対して申し出たいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

それでは、次に、5の管外行政視察研修についてを議題といたします。

まず、日程ですが、まず管外視察の時期は何かと行事の多い時期でありますので、ほかの行事と重複を避けるため、実施日程を協議したいと思います。

まず、事務局から5ページの日程検討資料についてを説明いたします。ここに令和8年の5月と7月の……。そうですね、事務局から説明してください。

○事務局主幹（山本 雅彦） 資料のほうの5ページにカレンダーをおつけしております。上のほうが来年の5月のカレンダーになっております。3、4、5、6と連休がございまして、6月議会の開会日が29日で、その1週間前議運が22日となります。ですので、候補としては11日から21日のどこかという形になるかと思うんですけども、ご検討をお願いいたします。

○委員長（芹澤 正志） それでは、ただいま説明がございましたように、ご協議をお願いしたいと思います。

1つこちらから提案をまずさせていただきたいと思いますが、5月の18、19、20、月、火、水が正副委員長の提案でお伺いいたします。前後のいろんな予定とか、また6月議会の開会日直近ではなく、その前の週ということで、この3日間が妥当ではないかなということですけども、何かご意見ございますでしょうか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） 去年はちょっと遅れたんだ。

○委員長（芹澤 正志） 去年も全くこの位置です。

○委員（福田 嗣久） 去年が基本的にはちょっと流れからいったら遅かった。大体連休が済んだらすぐにだ、すぐは7、8、9で、9は土曜日で、この11の週がええんちゃうかなと思ったりして思ったんだけど、それは皆さんの都合だけ。

○委員（竹中 理） 去年は万博ででしたか。

○委員（福田 嗣久） 何かで遅れた。

○委員長（芹澤 正志） 何かで、何で遅れたんですか。

○委員（福田 嗣久） 本当いうたら、済んだらすぐぐらいな大体パターンが多かったですね。

○委員（須山泰一） 去年は5月13に臨時会ってなってますね。

○委員長（芹澤 正志） 暫時休憩します。

午前11時20分 委員会休憩

---

午前11時22分 委員会再開

○委員長（芹澤 正志） それでは、委員会を再開いたします。

それでは、当委員会の管外行政視察につきましては、5月の18日月曜日から5月の20日水曜日の2泊3日で行うということでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

今後、不都合が起きない限りはこの日程で実施したいと思いますので、委員の皆さん、予定の確保をお願いします。

次に、視察内容ですけども、同じように7ページから9ページにこれまでの実施一覧表を添付しておりますが、視察内容や視察先についてご協議いただきたいと思います。

暫時休憩します。

午前11時23分 委員会休憩

---

午前11時27分 委員会再開

○委員長（芹澤 正志） それでは委員会を再開いたします。

視察内容、視察先につきましては、今後選定していきたいと思いますので、ご意見ございましたら、正副委員長へ申し出ていただければと思います。

この件はこの程度にとどめたいと思います。

これよりその他に入ります。

その他、委員の皆さんから何かあればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹澤 正志） ないようですので、以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 27 分 委員会閉会

---